

成田市入札等監視委員会議事概要（平成24年度第2回定例会議）

【日 時】 平成25年1月25日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階大会議室

【出席委員】 菊池委員長、菊地委員、大木委員

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成24年4月1日から平成24年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委 員

30万円以上を対象とした契約案件の中で、業務委託の中で随意契約が多く見受けられますが、今回随意契約の関するガイドラインを作成されたことによって、随意契約の件数が多少減少する可能性はあるのですか。

事務局

今回随意契約に関するガイドラインとは別に、長期継続契約に関する条例の改正を行いました。今まで、委託契約の機械警備業務や物品の機械の賃貸借等につきましては、3年から5年の期間で契約をしておりましたが、役務の提供の中で需要のあるものについて洗い出しを行い、適用範囲を広げました。その中には、単年度毎の随意契約の案件も多く含まれておりましたので、確実に件数は減るものと思います。

(2) 選定事例の審議について

平成24年4月1日から平成24年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 JR成田駅東口再開発ビルA棟建設工事

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

頂いた資料により、成田の玄関という重要な場所について、適切に公募されて選定されたということがよくわかりました。この経緯につきまして、市民の皆さんにお示しし、説明していく必要があると思いますが、どのような形で広報されたのですか。

事業担当課

選定結果につきましては、市のホームページに掲載してございます。これによって市民の方にもどういう経緯があつて選定されたのか、また応募のあつた2グループから提出された事業提案の比較についても詳細に掲載しております。

委員

前回審議したJR成田駅東口地区既存建築物解体工事（その1）につきましては、地元の会社が契約相手だったと思います。今回は高度な技術と経験を有するという事で、地元の業者では難しいということですか。

事業担当課

今回のJR成田駅東口地区既存建築物解体工事（その2）の内容につきましては、JR施設、JR現業部の建物の解体でございます。駅のホームに隣接、近接していることから、JRと協定（近接協議）に基づきまして、工事を実施する必要がございます。この近接工事の協議ですが、JR施設の変位、列車の安全運行であるとか、こういうものについて、詳細な資料の作成、又は現場の計測等がございます。一定の資格も必要になりますので、地元の業者ですと、そういった工事に精通しているのが少ないというのもございます。建築業者に本体工事と一連の流れで近接協議を進めてもらうことで、工期の縮減にもつながります。鉄道建設工事はリスクも大きいということで、地元の業者は敬遠することも想定されました。この再開発ビルの工事につきましては、権利者の方とか、特定事業参加者に床を引き渡すという事があることから、工事の遅延は損害賠償や、新たな保証が発生する危険がございます、スムーズに工事を進められるという事で、五洋建設と契約したという事でございます。

委員長

この事例とは別の話になりますが、解体と新築にかかる一般的な最近の動向をお知らせします。みなさんもご存じの赤坂のプリンスホテルですが、現在解体しております。解体工事を請け負っているのは大成建設です。これまでは、解体工事を請け負ったところが必ず新築工事も請け負っていました。ところが、解体と新築は別々にしなさいという、国土交通省から一定の指導がございます。どういうことかということ、新築工事をする前提で解体工事を安

く請け負う事があると、解体工事の質が落ちる。特に安全性の確保ができないという事もありますので、国では解体と新築は別々にするという指導になってきております。解体工事を請け負ったところと、新築工事を請け負うところが同一の方が経費削減につながりますが、別の観点からみると変なつながりが出てくるという事で、一つの例で紹介しておきます。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 公園年間管理業務委託（下総利根宝船公園）

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

見積競争する業者はどうやって選定したのですか。

事務局

入札や当初契約の見積競争をする前に、市では指名審査会というのがあります。そちらに選定した業者を提案するのですが、その審査会の要綱の中で、発注金額によって指名する業者の数が定められております。この基準に従って今回の場合は市内業者で公園管理ができる6社を選定することになります。実際には選定した6社以外にも業者がございますので、他の業務に対しても数のバランス、色々組合せを変えて見積競争をしております。

委員

見積りを取得する業者が限られてくると、談合とかにつながりやすいので、そういったことを防止するようにご配慮をお願いしたいと思います。

委員長

限られた仲間、メンバー、企業、委員の中で物事を進めていきますと、その中に1つの共通認識が生まれてきます。これはかなり危険です。例えば耐震強度偽装問題で有名になった事件のとき、そこで働いている職人さんたちは、この柱の断面にしては鉄筋が少ない事を長年の経験で知っていたわけです。そこで職長さんに鉄筋が少ない事を指摘すると、職長さんも同じような考えでいるわけです。ただ、これが最新の設計らしいということでみんな納得してちょっとずつ少なくなっていく。ですから現場では手抜きしているつもりは全くないのです。前からのしきたりどおりやっていて何がいけなかったのだろうと。同じ仲間だけで、外部の血を入れないと、こういうことが起こり得るという事を少し頭の中に入れておいて頂ければと思います。自分たちがやっていることが、外部にどう見えるかという事が、行政を預かる皆さんには、更に重要になってくると思います。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 ニュータウン地区緑地管理草刈委託（その1）他

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

公園緑地課として管理されている草刈費用が示されていますが、市直轄の施設の草刈費用は全部でどれくらいですか。

事務局

草刈を含む業種になりますと相当数に及びまして、草刈を含めた管理業務とか、剪定業務等、様々なものがあり、純粹に草刈費用だけの集計が難しい部分がございます。その中で、公園緑地課が占める割合が多い緑地の管理業務、土木課では河川の草刈業務。道路管理課では市道の路肩の草刈業務、他に施設を持っているところは、管理の中で草刈業務を行っている所もあります。これを純粹に草刈業務だけで集計したところ、44件ありまして、合計金額は1億6400万円ということでございます。

委員

入札調書によりますと、入札金額が同額であるにもかかわらず、今回の会社に落札された経緯を教えてください。

事務局

入札時の最低制限価格が、事前に入札公告で示されておりますので、どうしても落札したい業者は、最低制限価格によって同額で応札するというのはございます。複数の会社が同額であった場合は抽選を行います。応札してきた11社のうちから2社を選定しまして、開札業務時に立会いをお願いしております。そこで電子的な抽選を行いまして、最終的に落札業者を決めております。ちなみに電子くじの仕組みですが、業者から任意に3ケタの数字を決めてもらい、入札時に入力してもらいます。それに加え JAVA 関数でランダムな3桁の乱数を発生させ足しこみます。入札で同額になった業者には、入札順に番号が割り当てられ、それを同額になった会社の数で割りこんでできた余りの数字と、入札順に割り当てられた数字が一致した業者を落札者として決定します。

委員長

入札調書の備考欄に、抽選で決定した内容を記入していただけると分かりやすいです。

事務局

申し訳ありませんでした。今回の入札調書には記入しておりませんでした。現在全ての入札案件につきまして、抽選時等は備考欄を活用して内容を公表しております。

委員

他の入札案件をみますと、みんな制限ギリギリの入札になっている。業者間で最低制限価格で入札すれば、後は抽選で決まるという感覚で、いい感覚なのか、悪しき感覚なのか分かりませんが、そういう事態になっているのではないかと思います。事業内容はきちんと行われているのか、施工管理は行われていますか。

事業担当課

草刈後の施工管理につきまして確認をしております。

委員

あまりにも低い価格で受けているのではないかと思います、業者が無理してやっているのかと思ひ、その辺りの懸念を申し上げました。

委員長

最低制限価格の設定はどのように決められているのですか。

事務局

建設工事と委託業務で異なりますが、公契連のモデルを基本的に使っております。

委員長

公契連のモデルを必ず使用しなさいという指導はあるのですか。

事務局

そういうことはないですが、建設工事につきまして、制限付一般競争入札を取り入れている所は、全国的に使っている所が多いです。委託の場合は国交省のモデルより若干低くしております。その理由といたしまして、今までの同様の業務の請負率とか内容を検証した結果です。

委員長

これは私見ですが、これまで日本は国主導の中央集権でいろいろな事をやり、それなりに成果を上げてきましたが、限界であるように思います。その理由としまして、国は、地方あるいは個々の特殊性だとか立地条件を理解できないまま、統一した指導を出すしかありませんので、その国の見解だとか指導に合致しない地方が必ず出てきます。それをいつまでも国の指導だからとか言っているのは、地方行政側の怠慢だと思います。私たちのところはこういう事情がありますから、それより安くても大丈夫です。あるいは高くしてくれなければなりませんとか、地方の行政を預かる身としてしっかり打ち出していかないと、市民に対して何か申し訳ない事をしているのではないかと思います。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 庁用車借上（47号車）

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

今回の自動車の借上について、リース期間が決まっていますが、事前に準備期間の見当がつくと思いますので、見積競争から一般競争入札に移行することはできないのか。

事務局

車の切り替え期間が4月12日でございますが、時間があるものについては当然競争入札に付しますが、この場合、予算の執行を4月1日から行ったとき、指名審査会、入札通知等、契約の締結までに1ヶ月くらい必要になります。そういう観点から、今回4月の早い時期に必要なものということで、見積競争にて落札業者を決定しました。

委員

契約書にある規定損害金とはどのような内容ですか。

事務局

5年契約ということで、リース期間途中で解約した場合に、リース会社に支払う内容になっております。

委員

見積競争に参加する全ての業者に、同じ資料が行き渡っているのですか。

事務局

仕様書に、細かく定義してありますので、それを見て見積書や入札書を提出してもらっております。

委員

5年毎に新しい車をリースするのですか。

事務局

5年終わったら乗れなくなるという事ではありませんので、状況を見ながら通常2年の再リースをしております。なお、再リースにあたっては、同社との随意契約になります。

委員

今回の車の排気量は1.2リットルということで、ワゴンのような車かと思いますが、購入した方がいいのか、リースで取得した方がいいのかという計算は、耐用年数との関係で判断していますか。

事務局

その辺りは予算執行の関係もあるのですが、現在市では購入しておらず、予算の均等化ということからもリースで対応しております。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 オフィスオートメーションリリース

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

経費削減ということで、システム等を共同で取り組んでいく必要があるとの事でしたが、その取り組みをもう少し具体的に、どういう形で経費が削減されているのかお聞かせ下さい。

事業担当課

多くの業務システムで共同開発、システムの共有化が図られています。1つの例といたしまして、災害時におけるオンラインのネットワークシステムに障害が発生した場合に、一定の行政サービスを提供できるようバックアップシステムを共同で開発を進めています。また福祉システムの再構築を行っておりまして、優れた先進地の事例を基本として本市に合うよう改良を行い取り込むことで経費削減が図られています。

委員

業者に言い値でやられてしまう事を心配しておりまして、市でも開発の中に携わって、経費を抑えるよう働きかけることは出来ないのですか。

事業担当課

新規で事業を起こす場合、仕様書、見積書等が上がってきますので、担当課、電算担当職員、業者と協議を行い、一方的な提案を鵜呑みにするわけではなく、内容をしっかり精査して経費の削減に努めています。

委員

そこをしっかりご配慮いただき、今後もしっかりやっていただければと思います。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 ゴルフ場周辺水質調査委託

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

今回の調査日というのは、一定の時期に行っているようですが、この期間に定めた理由を教えてください。

事業担当課

雑草等の除草あるいは、病害虫の発生に対し農薬を散布するという事から、梅雨前の気温

が上がってきたときに、事前に農薬を散布する事を考え、6月の梅雨の前後の時期を考えております。また、市内には12箇所のゴルフ場がございます。営業等の関係もございまして、スケジュール調整の中で6月21日と25日を調査日としたものです。

委員

例えば、6月21日に調査をした場合、その後に農薬の散布があった場合、農薬の被害が出ないか心配しているのですが、その辺りの対策はあるのでしょうか。

事業担当課

委員ご指摘のとおり、年に数回の散布というのは考えられます。ただ農薬の関係につきましては農政サイドにおいても、使用した農薬の種類や散布量を、ゴルフ場は県に報告する事になっております。その中で、市としましては、農薬の散布の頻度が高いと思われるこの時期に調査をしているところです。

委員長

環境指針に規定されている様々な薬剤の指針値が表に示されています。それと同時に資料には調査位置と調査年月日について記載がされております。契約の話とは別になりますが、この指針値を上回るものがあつたのか教えてください。

事業担当課

検出はされておりますが、基準値を超えたものはございません。

委員長

分かりました。非常にこれから農薬、殺虫剤というのは問題になってくるかと思えます。ゴルフ場というと、緑は豊かで、見る目には非常にいい環境ですが、実際は、いろんな薬剤が散布されているわけです。遠くの方まで流れたどり着いていくと、排出口や調整池の方に濃縮されてくるのが考えられます。引き続ききっちり調査していただきたいと思えます。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 リサイクルプラザ不燃ごみ金属圧縮機交換修繕

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

8社中5社が辞退され、実際の見積金額は、この予定価格の半分くらいという事で、落差が非常に大きいように見受けられますが、積算の関係と実際の見積金額の違いについて、どのような認識をお持ちですか。

事業担当課

積算にあたりまして、入札に必要な設計図書を作成するのに、非常に難しい面がございまして、一番最初にリサイクルプラザを設計、施工した業者に参考見積りをとりまして、それを元に見積内容を確認し、社団法人全国都市清掃会議が発行しております廃棄物処理施設点検補修工事積算要領並びに、国交省の平成24年度千葉県積算基準を適用し、また過去の修繕履歴等も参考にし、適正な積算を行っております。

委員

予定価格が適正に算定されたのは分かりました。ただ、今回の価格の違いはどこに表れたのですか。それによって今後の積算で検討する材料になると思います。担当課としてどこまできちんと把握しているのか、その認識を聞かせてほしい。

事務局

見積競争をしたときの積算資料がありますので、それによりますと、市の積算で直接工事費が2,527万円、落札業者の方では1,336万円が直接工事費になっております。こういう所でも半分くらいの差が開いております。それ以外にも、それぞれの会社の取引ルートや量等、様々な要因があると思うのですが、こちらの資料だけでは把握できかねております。

事業担当課

監督職員や検査職員による材料検査をし、施工後の完成検査も行っております。運転業務を委託している業者も立会い、完成後の性能検査を行っておりますので、修繕自体には問題なかったと考えております。

委員

予定価格と入札額が大きく違った場合、どういう原因で違いが生じたのか、今後の為に把握して下さい。

委員

見積参加者がこれだけ辞退されたり、見積を出した業者との価格と、積算価格の差が大き過ぎますので、業者が修繕の内容をどの様に把握して参加したのかということ、把握できるように検討してみたいかがでしょうか。

委員長

建築工事の場合は、参加するための資格があると思いますが、今回のような機械本体の修繕にも資格があるのですか。

事務局

見積競争では、参加資格をみておりません。今回機械設備という事で、市に登録している県外業者も含めたおよそ140社の中から、実績のある業者を選定しております。

委員長

千葉県積算基準、その他にも全国都市清掃会議で出しているもの、こういうものに従って積算した結果が、はたして適切だったのかという事が1つ疑問に残ります。また、見積りをした業者が実際にできるのだとすれば、どちらかが不適切だということになります。かといって、この見積業者が正しいとして、今後市の積算基準を見直すことにすると、これもまた危険ですね。たまたま1700万円だったかもしれないし、この見積りに大きな見落としがあるかもしれないし、どうしても工事がほしかったのかもしれない、この積算金額、見積金額を見直さなければいけないのは確かなのですが、どこにどれくらいの違いが出たのか調べないと、こういうことはいつまでも続いていきます。最低入札価格の限界を決めなければならないのですが、その決め方が難しくなってくるかと思えます。どれが正しいということはありませんけど、多くの人がみて納得してもらえるところに落ち着けないと、何か問題があったときに大変な事になるかと思えます。特にリサイクルプラザの圧縮機は、簡単に交換できない物ですから、ちょっとでも滞ると、一般廃棄物が蓄積してしまう危険の方がかなりあると思えます。皆さんの中で国や県の積算基準が本当に妥当なのか、ちょっと日常的に検討していただければと思います。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 不法投棄回収委託

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

年間50数万円の設計金額を算定しておりますが、毎年同じくらいの金額を算定しているのでしょうか。過去5年間の推移をお聞かせ下さい。

事業担当課

平成21年度までは、各集積所の不法投棄物につきましては、市の職員が回って集め、保管場所まで運搬しておりました。不法投棄物が大きい物だったり、トラックの手配等しなければならぬということで、平成22年度から業務を委託しております。平成22年度の委託の実績額としましては、18万8000円、平成23年度につきましては、29万6000円でございます。

委員長

この業務は集積所に不法投棄された一般廃棄物を対象としていますが、成田市は平地なのでどうなのか分かりませんが、集積所以外への産業廃棄物、建設廃棄物の不法投棄はあったのですか。

事業担当課（環境対策課）

ゲリラ的な小規模な建築廃材の不法投棄は残念ながらございます。ただし、以前に銚子市内で行われたような、大がかりな不法投棄という部分については、今までそういう事例はございません。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9（仮称）赤坂保育園プレハブ園舎建設工事監理業務委託

〔指名競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

応札者がいなく、制限付一般競争入札から指名競争入札に変更したことで、その際に条件等の見直しはあったのですか。

事務局

内容につきましては変更ございません。応札者がいなく不調になった後、担当課において再度仕様等の点検をおこないましたが、問題はありませんでした。制限付一般競争入札の応募対象者数につきましては、かなり広げておまして、市内業者で9社、準市内業者で5社、県内業者で135社、合計149社を対象に制限付一般競争入札を行いましたが、残念ながら応札者はいませんでした。通常ですと、実施設計をした業者等は当然責任がありますし、応札してくるものですが、この業者は当初の予定通りに設計を仕上げずにいたもので、最終的に指名停止となりました。又、他の業者も、他社が設計したものについて、監理業務で入札するのを敬遠したのではないかと思います。最終的に金額、期間については問題ないということで、実際に同様の業務を請け負っている実績のある会社を指名したところでございます。

委員長

30数年経過して老朽化が激しいということですが、建物の構造を教えてください。

事業担当課

鉄筋コンクリート造でございます。

委員長

私も建築をやっていて、30数年で老朽化と言われるとツライものがあるのですが、後でまた、全部の審議が終わったら、成田市のインフラで50年経過した鉄筋コンクリート造がどれくらいあるのかお聞きしてみたいと思い、質問してみたところです。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 成田市立公津の杜中学校学校給食共同調理場増築工事（建築工事）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

私が小さい頃は、給食センターから配送される給食しかなく、どうして給食センター以外の場所に設置するのか疑問に思い、この事例を選定したのですが、詳細な資料により理解することができました。

委員

いくつかグループをまとめた親子方式でやっていくとのことですが、食に関する危険、例えばO-157等の集団食中毒等が発生した場合、給食業務を滞らせないよう、他の地区からのバックアップ体制などは考えていますか。

事業担当課

調理室の限度数がございますので、食中毒等の発生時において、バックアップができる体制までは見込んでおりません。

委員

集約化というのは反面、その集約化したところで何か事故が起きたとき、機能停止に陥ったことで、範囲が広まってしまうことがあり、そこが気になったところです。

委員長

集約化するということは、一極集中ということで、効率化という面では非常に優れています。ただ、何かあったときに全部ストップしてしまいます。また、多極分散型というのが考えられているわけですが、今、日本でやっている、何でも1つの箇所に集約しようというのではなく、やっぱりばらしましよ、分散化させましようというのがあります。例えば1つの小学校単位でやっていけば、この子はこういうことがありますからということで、情報伝達がかなり高い密度で伝わる。ところが集約化して、ずっと上の方に行くと、何か1つ忘れたことによって大きな事故につながることになりかねません。どれが良い、どれが悪いということではありませんけれども、非常に難しい局面を迎えているかと思います。これはアレルギーだけではなく、いじめの問題にもいろいろあるかと思います。

ここでもやはり老朽化ということが言われていますが、これはどのようにして老朽化と判定しているのですか。

事業担当課

この施設につきましては、同一敷地内に2施設ございまして、それぞれ昭和49年築、54年築ということで、建築後30数年が経過しております。近年、施設並びに備品の修繕費も増加しており、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準にも適合していないことから、

老朽化が著しいと判断した。

委員長

市としては、そのまま使用し続けるか、修繕するか、建替えるか、判断する基準というの
はあるのでしょうか。

事務局

一定の基準というのは設けておりません。現在、公共施設白書というものを整備しており、
1つ1つの建物について個々に判断していくということで、その保全計画の策定を始めよう
とするところでございます。

委員長

これから取り壊すということになりますと、国自体が建物の長寿命化というものを謳って
おりますので、ちゃんとした根拠がないと、取り壊しにくい状況になるかと思えます。では、
劣悪な建物を長持ちさせていることがいいのかと言え、これはこれで考えるところです。
国の指針に盲従するのではなく、市は市として、こういう基準に満たない建物は壊します。
スクラップアンドビルドではなく、きちんと壊して、新しい建物は長持ちするように造るこ
とをやっていかないと、あれも壊せない、これも壊せない、最終的に何の使い道もない古い
建物を、20年後の市民に押し付けることとなります。みなさんの若い人が、先輩の残した
ごみを片づけていかなければいけないという、何の生産性もない仕事をしなければいけない
時代がきそうな感じがします。

[以上で事例10の審議を終了]

委員長

事例10までの審議を終えましたが、先程の事例で2つお聞きしたいことがございます。駅
前の工事で建設業務代行者選定委員会を設置されていますが、どういう基準で設置されるの
か教えてください。

事例1 事業担当課

市街地再開発事業では、都市開発法に基づき、特定事業者、特定建築者、再開発会社とい
う法で定めた事前に民間が参画する方法がございます。また、法に定めていないPFI事業
においては、一般事業代行者、特定事務代行者というところでございます。建設事務代行者
というのは制度ではございません。熊本市の再開発事業において採用された方法でありまし
て、特定事務代行者方式と特定事業参加者制度を組み合わせた建設事務代行方式、熊本方式
を採用しております。なぜ熊本方式を採用したのかと申しますと、こういう経済情勢の中
ですと、特定事業参加者が1社でも事業が成立します。ただ、こういう特定事業参加者は、だ

いたいデベロッパーでございますので、こちらが具合悪くなったときに、特定事務代行者、こちらも保留床を処分する義務を負いますので、要は二重のセーフティネットをかけたというところでございます。事業の規模でこういう委員会などの組織がなければいけないというわけではありませんが、再開発事業における民間事業者の参画方式を検討した中で、今回の熊本方式を採用しました。

委員長

こういうのは、第三者に説明するときに、透明性があって非常によろしいかと思います。今、“熊本方式”というのがありましたけれども、どこの自治体でもいいです。すでに先行して成功しているものがありましたら、積極的に他の自治体と交流して、その苦労話を聞いたりしながら、こういうことを進めていただければ、非常に外部から高い評価を与えられるような気がします。あと1つは、横浜市で50年を経過し、老朽化により見直さなければいけないインフラ、建築物、どれくらいあるのかというと、横浜市の公共施設だけで、かなりの数があると聞いております。成田市も見直していただければと思います。ただ、笹子トンネルがあのような状態になるのは老朽化だけではないと思うのです。単なる設計ミス、施工ミスと私は考えているのですが、成田市においても、50年くらい経過するものについては、見直しをかけてもいいのではないかと思います。結構あるはずです。そして、これからの市の公共施設の造り方、リサイクルも含めた壊し方を検討していく時期にきているのではないかと思います。

ではこれで全ての審議が終了しましたので、次にいきたいと思います。

(3) その他

傍聴者

4名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

次回開催日 平成25年7月5日（金） 10:00～12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上